

議案第116号

## 平成28年度さいたま市一般会計補正予算（第4号）

平成28年度さいたま市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ835,164千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ470,767,591千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年9月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		79,526,340	334,648	79,860,988
	1 国庫負担金	58,485,721	15,093	58,500,814
	2 国庫補助金	20,656,260	319,555	20,975,815
16 県支出金		19,123,860	80,556	19,204,416
	2 県補助金	3,015,792	80,556	3,096,348
19 繰入金		13,917,539	29,003	13,946,542
	2 基金繰入金	13,216,421	29,003	13,245,424
20 繰越金		239,197	238,957	478,154
	1 繰越金	239,197	238,957	478,154
22 市債		47,744,300	152,000	47,896,300
	1 市債	47,744,300	152,000	47,896,300
歳入合計		469,932,427	835,164	470,767,591

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		43,408,778	116,003	43,524,781
	1 総務管理費	26,087,324	116,003	26,203,327
3 民生費		185,761,262	613,617	186,374,879
	1 社会福祉費	6,887,796	22,591	6,910,387
	2 障害者福祉費	29,080,676	133,028	29,213,704
	3 老人福祉費	17,014,998	41,350	17,056,348
	4 児童福祉費	75,107,721	415,145	75,522,866
	6 介護保険費	11,615,891	1,503	11,617,394
4 衛生費		37,613,568	71,367	37,684,935
	1 保健衛生費	17,457,988	71,367	17,529,355
6 農林水産業費		1,820,993	34,177	1,855,170
	1 農業費	1,820,993	34,177	1,855,170
歳出合計		469,932,427	835,164	470,767,591

第2表

## 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	保養施設管理運営事業	499,079

第3表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

変 更

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市民保養 施設整備 事業	287,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につ いてはその融 資条件により 、銀行その他 の場合にはそ の債権者と 協定するもの による。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期間を短 縮し、又は繰 上償還若しく は低利に借換 えすることができる。	374,300	(補正前に 同じ。)		
児童福祉 施設整備 事業	2,571,400				2,636,400			